

就学援助・奨学金制度をご利用ください

◆問い合わせ 町学校教育課総務係 (☎82-3111 内線313)

町では、経済的理由などで就学が困難な児童や生徒たちが安心して学べる環境を支援するため、就学援助制度や奨学金制度を設けています。制度の利用を希望する方はお気軽にご相談ください。

頑張るあなたを応援します

就学援助制度

この制度は、経済的理由や東日本大震災で被災したことにより就学費用の負担が困難であると認められる小中学生の保護者に対し、学用品や通学用品、修学旅行などの費用の一部を町が援助するものです。

東日本大震災の被災による援助の対象者は、次のとおりです。
▽児童または生徒の保護者が震災により死亡や行方不明となり生活に困窮している世帯

▽家屋が流出・焼失した世帯
▽保護者の就労先が被災し、解雇または休業状態にあり現在もその状態にある世帯

▽右記以外で、被災して生活に困窮していると町教育委員会が認めた者
※同制度の申請書の提出は各小中学校になります。詳しい内容を確認したい方は、お子さんが就学する学校または町学校教育課へご相談ください。

奨学金制度

「伊藤育英会」と「山田町育英会」では、高校生、短大生、大学生を対象に、平成24年度の奨

学生を募集します。両育英会は、本町に住む学生に対し奨学金を貸与することで、社会に貢献できる人材を育成することを目的としています。

◆応募資格 町内在住で、学業成績、人物ともに優秀であり、家計が学業の継続に困難な状況にあるが、奨学金の貸し付けで継続が可能な人

◆貸し付け内容
・伊藤育英会
▽採用人員 1人（4年制大学に進学予定の人）

▽奨学金 月額5万円
▽返還方法 卒業後20年間で月払い、半年払い、年払いのいずれかの方法で返還（無利子）

・山田町育英会
▽採用人員 高校生：2人 短大生：1人 大学生：5人
▽奨学金（月額） 高校生：1万5千円 短大生（田代基金）・大学生：各4万円

▽返還方法 卒業後10年間の月払いで返還（無利子）
◆申し込み方法 町学校教育課に備え付けの願書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出してください。

◆申込期間 2月1日～3月16日

学区外通学や区域外就学を希望する場合は申請が必要

家庭の事情などにより、教育委員会から指定された学校以外の町内の学校へ児童生徒を通学させたい場合（学区

外通学）には、申請が必要です。また、山田町外の学校へ通学させたい場合（区域外就学）も同様です。下記のいずれかの許可事由に該当し、学区外通学や区域外就学を希望する方は申請してください。

ただし、学区外通学および区域外就学とも、通学方法について保護者が責任を持つ場合に限り認められます。

申請方法やご相談など詳しくはお問い合わせください。

◆申請先・問い合わせ 町学校教育課総務係 (☎82-3111 内線313) へどうぞ。

	学区外通学	区域外就学
許可事由	①学年途中に通学区域外に転居したとき ②入学後に転居の予定があり、異動するまでの間、現住所から転居予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ③保護者の共働きなどで下校後児童生徒を監護する者が家庭にいないため、祖父母宅など預り先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ④短期間の転居で、また元の通学区域に戻ることが予想されるとき ⑤就学指定校に特別支援学級がないため、特別支援学級が設置されている学校の特別支援学級に通学するとき ⑥そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき（いじめ、不適応、児童虐待など）	①学年途中に町外に転出したとき ②入学後に山田町内に転入の予定があり、転入するまでの間、現住所から転入予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ③町内の特別支援学級に入級していた児童生徒が町外に転出したが、転出先市町村内の学校に特別支援学級がないため、引き続き町内の特別支援学級に入級を希望するとき ④国立もしくは私立の小学校または中学校に入学する場合 ⑤そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき（いじめ、不適応、児童虐待など）